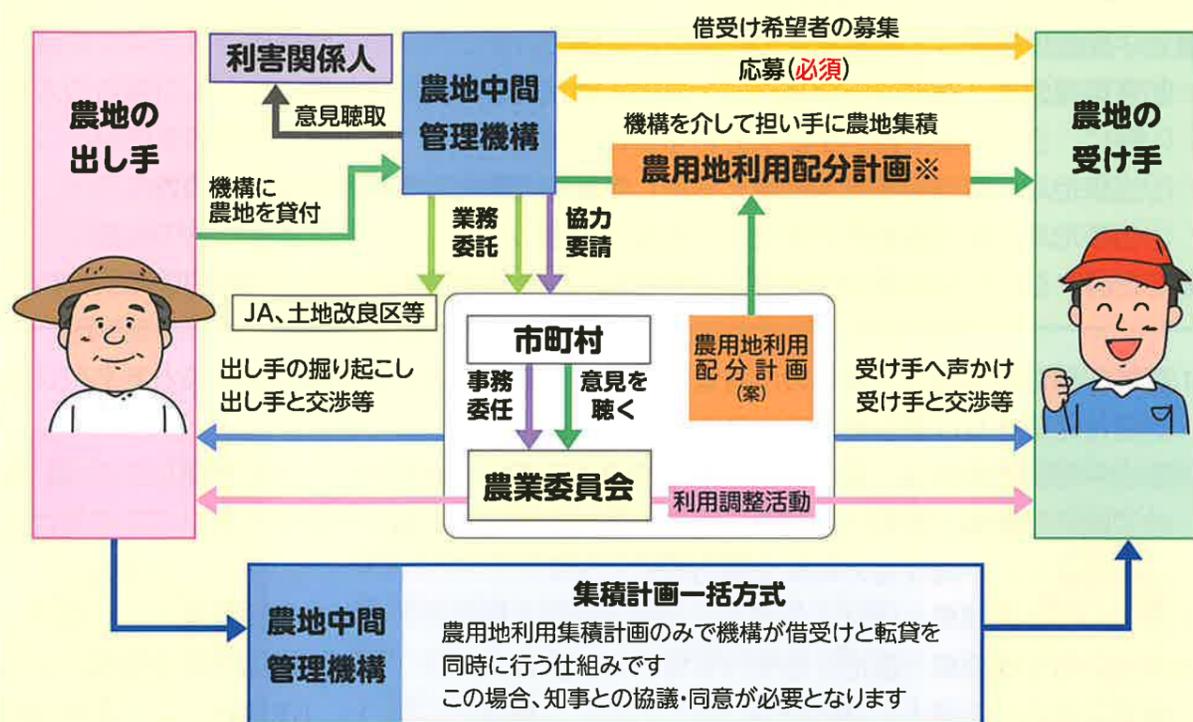


農地中間管理機構を活用した貸借権等の設定・移転の流れ
 —地域での話し合いを通じた「人・農地プラン」の作成と見直しを反映—



※農用地利用配分計画は、農地中間管理機構が決定し、都道府県知事が認可・公告して、賃借権等が設定・移転されます。

農業委員会の積極的な参画

法律本文では、「市町村等は、農用地利用配分計画案の作成等の協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」（中間管理法第19条第3項）とされています。

加えて、衆議院および参議院の附帯決議には、市町村が農用地利用配分計画案を作成する際には、「農地の所在、所有者等の情報を把握している農業委員会の意見聴取を基本とするよう運用すること」と明記されています。

また、令和元年の「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」により、農業委員会は市町村が取り組む「人・農地プラン」等の話し合い（協議）に対して、農地所有者の意向把握を行い、農業委員と農地利用最適化推進委員は話し合い活動に参加し、協議の円滑な実施のために必要な協力を行うとされました（中間管理法第26条第3項）

農地中間管理機構の活用例

(例1) 高齢の方々が農業経営からリタイアするときは？

リタイアする方は、まず都道府県の農地中間管理機構に農地を貸します。農地中間管理機構は担い手ごとの希望も踏まえて利用農地が集約化するように配慮して担い手に貸すことが可能となります。



(例2) 地域の担い手が相互間で分散している農地（利用権）を交換したいときは？

利用権の交換を希望する担い手それぞれが、まず農地中間管理機構に利用権を移転します。農地中間管理機構は利用農地が集約化するように配慮して担い手に農地を貸し、利用権の交換が簡易に行えるようにします。



(例3) 農地を貸付けたいが、受け手がないときは？

農地中間管理機構が農地を借り入れて適正に管理するとともに農地中間管理機構は並行して借受け希望者の募集等を進め、場合によっては市民農園・新規就農者研修農場等としての活用の可能性を探ることで、農地の所有者自らが受け手を探すよりも効率的に受け手を見つけることが可能となります。



(例4) 近くの農地を貸してほしいが遊休農地となっていて困っているときは？

まず、農地を貸してほしい者（A氏）は隣接する農地の所有者（B氏）と農地中間管理機構の活用を相談します。B氏から農地中間管理機構に申し出て、農地を貸します。A氏は借りたい旨を申し出ます（公募への応募）。その時点で、農地中間管理機構は条件整備を実施し、遊休農地を解消するので、A氏は隣接する農地を良い状態で借りることができ、既に耕作している優良農地と一体的な農地利用が可能となります。